

こども食堂・未来応援基金助成事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会こども食堂・未来応援基金設置規程（以下「規程」という）第6条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

- 第2条 助成交付対象者は、県内の子どもに対する支援活動を実施する団体（二人以上の者が共同の目的を達成するために結合した集団のこと。）及び法人（以下「団体等」という）とする。ただし、国及び地方公共団体は対象外とする。
- 2 前項における助成交付対象者は、埼玉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う基金助成事業において、当該年度に交付を受けていない団体等とする。
 - 3 団体が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）ではないこと。
 - 4 特定の政治的活動を行う団体ではないこと。
 - 5 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とした団体ではないこと。

(助成の対象となる事業等)

- 第3条 規程第6条第1項第一号に定めるこの基金による助成対象事業は、こども食堂・未来応援基金助成事業募集要領に定め、予算の範囲内において助成する。
- 2 第1項の事業のうち、国又は地方公共団体が団体等に対して委託した事業については対象外とする。
 - 3 第1項の事業のうち、児童福祉法に基づいた児童福祉施設の入所・通所者のみを対象とする事業については、公費による支弁や補助があるため対象外とする。
 - 4 助成対象経費及び助成額は、別表のとおりとする。
 - 5 助成事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の申請書及び関係書類を、本会会長に提出しなければならない。

(助成金の審査)

第5条 本会会長は、申請書及び関係書類を審査し、助成金の交付を決定したときは、様式第2号の交付決定通知書を申請者に交付するものとし、それ以外のときは、助成金の不交付の旨を通知するものとする。

(助成金の使用制限)

第6条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付の対象となった事業以外の事業に助成金を支出してはならない。

(助成事業の内容の変更)

第7条 助成金の交付を受けた者で、助成事業の内容の変更を余儀なくされた場合には、事前に様式第3号の変更承認申請書を提出して、本会会長の了承を得なければならない。

2 前項によらず、軽微な内容変更及び助成交付額の概ね20%以内の用途の変更の場合は、様式第3号の提出に限らず承認することができる。

(助成金の返還)

第8条 次のいずれかの理由に該当する場合は、助成金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

- 2 この助成金を助成金の交付の対象となった事業以外に使用したとき
- 3 助成対象事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき
- 4 事業変更又は廃止により助成金が不要になったとき
- 5 事業が対象実施期間までに実施できないとき

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた者は、事業の完了後30日以内に、様式第4号の実績報告書及び関係書類を本会会長に提出しなければならない。

2 実績報告により助成交付額を確定するものとし、第8条に定める返還理由に該当する場合は、返還額を通知して返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月7日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月30日から一部改正し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月17日から一部改正し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月13日から一部改正し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年2月8日から一部改正し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年2月26日から一部改正し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年3月6日から一部改正し、令和8年4月1日から適用する。

別表 要領第3条第4項関係

対象経費	助成額
<p>事業実施のため、直接的に必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none">○外部講師等謝金（団体構成員に対する謝金は除く）○旅費交通費○会場費○食料費○物品借上費○通信運搬費○印刷製本費○消耗品費○資機材購入費○その他本会会長が認める費用	<p>原則10万円以内。 なお、対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成する。</p>

※団体等の運営に係る経費については対象外とする。